

平成30年度第1回 杉並区防災会議 会議記録

会議名	平成30年度第1回杉並区防災会議
日時	平成31年1月23日(水) 午後2時31分～午後4時03分
記録作成年月日	平成31年2月7日(木)
作成者	杉並区危機管理室防災課管理係
会場	杉並区役所 中棟5階 第3・第4委員会室
委員	<p>会長：田中区長 委員：宇賀神副区長、吉田副区長、川野区議、藤本区議、杉並消防団長、荻窪消防団長、杉並区防災市民組織連絡協議会副会長、杉並区防災市民組織連絡協議会理事、東京都建設局第三建設事務所長、東京都水道局西部支所杉並営業所長、東京都下水道局西部第一下水道事務所長(代理)、東京都下水道局第二基幹施設再構築事務所長(代理)、警視庁第四方面本部長(代理)、警視庁杉並警察署長(代理)、警視庁高井戸警察署長(代理)、警視庁荻窪警察署長(代理)、東京消防庁第四消防方面本部長、東京消防庁杉並消防署長、東京消防庁荻窪消防署長、陸上自衛隊第1普通科連隊第4中隊長(代理)、日本郵便(株)杉並郵便局長、東日本旅客鉄道(株)東京支社荻窪駅長、東日本電信電話(株)東京北支店長、東京電力パワーグリッド(株)荻窪支社長、東京ガス(株)西部支店長、東京地下鉄(株)新宿駅務管区荻窪地域区長、東京都トラック協会杉並支部長、(一社)杉並区医師会理事、(一社)東京都杉並区歯科医師会理事、(一社)杉並区薬剤師会長、常葉大学大学院環境防災研究科教授、宇都宮大学教育学部学校教育分野教授</p>
事務局	危機管理室長、防災課長、都市整備部管理課長、土木計画課長
配布資料	<p>○杉並区防災会議次第</p> <p>資料1 杉並区地域防災計画〔風水害編〕(平成31年修正)の修正方針(案)</p> <p>資料2 杉並区地域防災計画〔風水害編〕(平成31年修正)の修正方針(主な修正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 神田川流域・城南地区河川流域浸水予想区域図 ・別紙2 要配慮者利用施設の分布図 ・別紙3 避難所見直し全体配置図 <p>資料3 杉並区地域防災計画〔風水害編〕(平成31年修正案)(該当箇所の抜粋)</p> <p>資料4 (仮称)杉並区被災市街地復興整備条例の制定について</p> <p>資料5 ー皆さんのご意見をお寄せくださいー(仮称)杉並区被災市街地復興整備条例の制定について(閲覧用)</p> <p>資料6 区民等の意見の概要と区の考え方</p>

	参考資料1 全体スケジュール(予定) 参考資料2 報告事項
会議次第	1 開会 2 会長挨拶 3 委員紹介 4 議題 ○杉並区地域防災計画〔風水害編〕(平成31年修正)の修正方針について ○(仮称)杉並区被災市街地復興整備条例の制定について ○その他 5 閉会

<p>危機管理室長</p>	<p>お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。定刻になりましたので、平成30年度第1回杉並区防災会議を始めさせていただきます。私は、事務局の杉並区危機管理室長の寺嶋でございます。本日の司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>着席して進めさせていただきます。</p> <p>防災会議は、会長のほか委員33名でございます。昨年度防災会議の開催がございませんでしたので、27名の方が新たに委嘱、再任されております。本日は、代理の方を含めまして、お一人、今お見えでございませんがご出席予定でございますので、会議は有効に成立しております。</p> <p>なお、現在、傍聴の申し出がございませんが、傍聴の申し出があった場合には、会議規則に基づきまして許可をすることといたしますので、ご了承ください。また、運営規定第4条に基づき、議事録作成のため議事内容やご発言等を録音させていただいておりますので、あわせてご了承ください。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、まず初めに、当防災会議の会長である杉並区長、田中良よりご挨拶を申し上げます。区長、お願いいたします。</p> <p>区長の田中良でございます。本日は年初の大変ご多忙の中を杉並区防災会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。防災会議の会長といたしまして、開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>昨年は、西日本豪雨によります浸水被害や土砂災害での被害を初め、数十年に一度しか起こらないような集中豪雨の発生、大型台風の上陸など、日本各地で甚大な自然災害による被害が相次いだ年でございました。杉並区内におきましても、8月27日のゲリラ豪雨におきまして、阿佐ヶ谷駅前を初め、区内各所で浸水被害が発生いたしました。地震被害につきましても、大阪府北部地震を初め、北海道胆振東部地震や今月初めには熊本で震度6を超える地震が発生しておりまして、首都直下地震の発生も危惧されるところでございます。</p> <p>さて、杉並区では、西日本豪雨で甚大な被害が発生をいたしました岡山県の総社市や倉敷市等へ救援物資の支援や職員の派遣、それから北海道胆振東部地震については保健師を派遣するなど、災害支援を積極的に行って参りました。その結果、区の職員が被災地の現状を目の当たりにいたしまして、救援活動を経験することで、災害に対する職員の支援力、受援力を養うことにもつながりました。これらの貴重な体験や経験を今後の防災・減災の計画策定に生かし、区における災害対応力を高め、区民の安全・安心につなげて参りたいと存じます。また、今年度は、区の基本構想、10年ビジョンの最終年次に向けまして、杉並区総合計画、実行計画の改定を実施いたしました。この計画改定を踏まえて、都市型水害対策としての治水対策の継続的な実施や、避難所などの防災拠点の防災機能強化を図るなど、災害に強い防災まちづくりの推進、減災の視点に立った防災対策を進めて参ります。自然災害による被害を軽減するために、これまで以上に、区民の皆様、関係機関の皆様が、それぞれの立場でそれぞれの役割を担いながら、自助、共助、公助が一体となった取り組みを進めていかなければならないと考えております。</p> <p>本日ご審議いただきます杉並区地域防災計画の風水害編の修正につきましては、近年発生した災害の検証結果を踏まえた水防法などの関連法令の</p>

危機管理室長

改正や新たに示されたガイドラインなどを反映し、風水害対策に対して万全を期するために行うものでございます。災害時の要配慮者はもとより、一人の犠牲も出さないことを念頭に計画修正を進めて参りますので、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただき、杉並区の防災対策の充実が図られますことを心から期待しているところでございます。当会議のご審議の内容を踏まえ、ご出席いただいている皆様方を初め関係機関のご協力をいただきながら、地域防災計画の修正作業に直ちに取り組んで参ります。

結びに、本日ご出席の皆様方のますますのご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げます。簡単でございますけれども、私からのご挨拶とさせていただきます。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

会長、ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。

冒頭にご案内いたしました、昨年度開催がなかったため、27名の方が新たに委嘱または再任されております。防災会議委員への委嘱状ですが、席上に配付させていただいておりますのでご確認をお願いいたします。後ほど全委員のお名前をご紹介します。順次お名前を申し上げますので、その際にはご起立のほどお願ひを申し上げます。

また、学識経験者の委員お二人につきましては、引き続き防災会議委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。初めての方もおられますので、ご紹介をさせていただきます。

お一人は、常葉大学大学院環境防災研究科、重川希志依教授。

もうお一人は、宇都宮大学教育学部、長谷川万由美教授です。

ここでお二人の経歴を簡単に申し上げますと、重川教授は、防災のエキスパートとして、国の中央防災会議委員や消防審議会委員、東京都防災会議委員、地域安全学会会長、またネットワークおぢや副会長を歴任されるなど、防災教育や防災弱者対策などのオピニオンリーダーとして活躍されていらっしゃいます。

もう一人の長谷川教授は、社会福祉におけるバリアフリー研究を専門とされており、杉並区の福祉有償運送運営協議会会長も担っていただいております。また、東日本大震災の復興支援活動に学生とともに取り組むとともに、災害ボランティアコーディネートや支援活動にも継続的に取り組まれていらっしゃいます。

改めてこのお二人の再任の願ひをしたのは、専門的な知識、被災地での豊富な経験を踏まえて、大所高所から助言をいただきたいこと、また女性の視点を生かした実効性のある計画の策定のためには、お二人のお力が不可欠であると考えたからでございます。お二人には専門的な立場からご意見、ご助言をいただければと存じます。引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、現在の席次に従いましてご紹介をさせていただきます。名簿とは若干順不同となりますが、ご了承いただければと思います。

紹介いたします。

初めに、区議会議員、川野たかあき様。

よろしくお願ひします。

井出教育長ですが、本日は欠席のご連絡がございました。本日、出席委員は32名になります。

川野委員
危機管理室長

<p>重川委員</p>	<p>それでは、議事に入ります前に、重川先生と長谷川先生に一言ご挨拶をいただきたいと存じます。</p> <p>初めに、重川先生、お願いいたします。</p> <p>改めまして、常葉大学の重川と申します。よろしくをお願いいたします。</p> <p>私が勤める大学は静岡市にございます。ご承知のとおり、東海・東南海地震、南海地震あるいは富士山噴火と、いろんな潜在的な災害の危険性があるところで、私自身は学生に防災を教えております。いろんな縁がございまして、杉並区のこの会議のメンバーに加えさせていただいております。</p> <p>今日、審議事項になっている風水害、土砂災害というのは、近年、地震以上に、もう本当にどこで、いつ、どんな災いが起こるか分からない、本当に人ごとではない非常に重要な問題だと思っておりますので、ぜひ、今日の会議でもいい検討を皆さんとできればと思っております。これからもよろしくをお願いいたします。</p>
<p>危機管理室長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、続きまして、長谷川先生、お願いいたします。</p>
<p>長谷川委員</p>	<p>宇都宮大学教育学部で教員をしております長谷川と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>私、教育学部所属ですけれども、専門のほう为社会福祉、地域福祉で、そういった領域から災害時のいわゆる災害弱者の支援ですとか、それからNPOやボランティアと連携してどのように支援活動のほうを行っていくかというようなことを研究しております。栃木県のほうで、県としてNPOやボランティアがどのように災害時に活動できるかということで防災ボランティア支援体制づくり検討委員会というのが今年から始まったり、また大学のほうでは、教育学部ということで、教員免許状更新講習などの機会に防災教育やまた先生方に防災の観点をさせていただくということで講習をさせていただいたりしております。杉並区で先ほど紹介がありましたように障害者の関係の仕事をさせていただいているということで防災会議のほうに参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>危機管理室長</p>	<p>お二人の先生方、ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。</p> <p>本日の議題は、1点目は杉並区地域防災計画〔風水害編〕の修正方針について。2点目は（仮称）杉並区被災市街地復興整備条例の制定について。3点目はその他の報告事項となっております。</p> <p>それでは、議事の第一につきまして、事務局の担当課長より説明をさせていただきます。</p>
<p>防災課長</p>	<p>防災課長の佐藤と申します。私から1点目について説明させていただきます。申し訳ございませんが、着座にて説明させていただきます。</p> <p>資料については、主に資料1、2、3、に加えて参考資料1、全体スケジュールについて説明させていただきたいと思っております。</p> <p>最初に資料の訂正になりますが、資料1の3ページ目の3の修正項目詳細内容というところの(1)浸水対策の強化のところの丸の一つ目と二つ目に、「H29水防法改正」というふうに書かれているところがございます。こちら、「H27水防法改正」でございます。両方とも27年度水防法改正でございますので、訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、私から杉並区地域防災計画〔風水害編〕（平成31年修正）の</p>

修正方針について、皆様にお諮りしたいと思います。まず、今見ていただきました資料1をご覧くださいければと思います。

杉並区の地域防災計画は、震災編、風水害編、資料編がございます。全て平成27年に修正を行ったところがございます。これまでは、東京都の地域防災計画の修正を受けて杉並区地域防災計画全体を修正することが多かったのですが、この間、特に風水害に係る事項については、近年の水害、土砂災害などの現象を受けまして、資料1の1の背景と目的に記載のとおり、関係法令の改正やガイドラインの改正など、大幅な変動がございました。そうしたことを反映しまして、杉並区の風水害の対応、対策を着実に実行するため、このたび東京都の修正に先行しまして、杉並区地域防災計画「風水害編」の修正を行うものでございます。今回、こうした修正の方針と、修正の内容の案をお諮りさせていただくものでございます。

資料1の裏面2ページ目の修正の概要のところでございますが、四つの項目を重点的な対策の柱として修正を行って参ります。

続いて3ページ目の3のところ、修正項目詳細をお示ししておるところです。こちらをご覧ください。(1)浸水対策の強化のための修正となります。上の丸の一つ目、二つ目でございますけれども、平成27年の水防法改正によりまして、洪水浸水想定区域について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充するということになりまして、想定最大規模の降雨の前提が、114ミリから153ミリに変更になりました。これを受けて、神田川流域の浸水予想区域図は平成30年3月、また、城南地区の河川流域の浸水予想区域は、平成30年12月に公表されたところでございます。

浸水予想区域図につきましては、資料をつけさせていただいておりますけれども、資料2の別紙1が二つございまして、神田川流域と城南地区河川流域と、二つございます。こちらが浸水予想区域図になりますので、ご確認いただければと思います。これに伴いまして、杉並区の洪水ハザードマップについては、変更された浸水予想区域に基づき31年の4月に公表、配布する予定でございます。また、窓口配布のほか、出水期の6月までに浸水予想区域内の全戸にこのマップを配布することを予定しているところでございます。

続いて、資料1の3の三つ目の丸のところ、洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者への対策のことでございますけれども、今回の修正のポイントの一つでございます。地域防災計画の風水害編の修正に伴いまして、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、区で選定して名称の公表を行うこととなりました。選定された施設においては、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化されることになり、その内容等について追加をいたします。

こちらについては、資料2の1ページ目をご覧くださいければと思います。要配慮者利用施設の選定については、各自治体で一定の条件のもと、抽出、選定することとなります。他区の選定条件等を考慮して検討した結果、区が定める要配慮者利用施設については、この資料2の1ページ目の下の表がございますけれども、こちらのとおり0.1メートル以上の浸水が想定される区域の施設としたいと思っております。また、医療機関につきましては、診療所、クリニック、歯科診療所などを除く有床施設のみとしたいと考えております。その結果、こちらにありますように304カ所を選定しまして、地域防災計画に記載をして公表することとしたいと考えております。選定

された要配慮者利用施設の区内分布図につきましては、こちら資料2の別紙2というのがございます。資料2の別紙2でピンクの丸が多く描かれているもの、こちらが分布図でございます。公表された施設については、各施設に、区から通知をするとともに、計画策定の手引きの提供や、また訓練実施の支援を関係課と連携して進めていきたいと考えております。

続きまして、資料1の3ページに戻っていただければと思いますが、(2)の土砂災害対策の強化でございます。こちらの丸の一つ目、二つ目でございますけれども、平成30年1月30日に東京都が土砂災害警戒区域、区内7カ所を指定したところでございます。指定を受けた土砂災害警戒区域等につきましては、それに基づいて土砂災害ハザードマップを作成することなどについて記載しております。この土砂災害ハザードマップにつきましては、既に平成30年9月に公表させていただいております。こちら、区内の区域の全戸に配付済みでございます。今日、お手元に土砂災害のハザードマップをお配りしておりますので、ご確認いただければと思います。

続いて丸の三つ目でございますが、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の選定・名称等の公表や、避難確保計画の作成、避難訓練の実施の義務化等について追加することにつきましては、(1)の浸水対策の強化のと同様でございます。こちらについて、資料2の3ページ、4ページをご覧くださいと思いますが、土砂災害警戒区域の区域内の要配慮者利用施設については、高井戸東小学校1カ所を指定させていただいております。この敷地の一部が警戒区域にかかっておりますけれども、校舎及び体育館には、特に影響はございません。

続いて、恐れ入りますがまた資料1に戻っていただきまして、資料1の4ページ目になりますけれども、(3)の避難者対策の強化についての修正でございます。ここはもう一つのポイントになります。避難所の見直しについては想定最大規模の降雨に変更された浸水予想区域図を基に、避難所が不足する地域に避難所を増設させていただきまして、適正な避難所を配置して地域防災計画に記載し、また周知するという形になります。あわせて洪水ハザードマップにも記載させていただいて周知を図って参ります。先ほど304カ所と災害時の要配慮者利用施設を申し上げましたが、その304カ所の要配慮者利用施設の方々や、また洪水浸水想定区域内の区民の方が避難する場所として、22カ所の避難所を定めております。避難所の見直しの全体配置図については、資料2の別紙3がございました。青と赤の避難所が描かれているもの、こちらが避難所見直し全体の配置図でございます。

また、あわせて資料2の8ページから10ページを見ていただきたいと思うのですが、ここでは区の水防体制にあわせて22カ所の避難所についてお示ししております。避難体制については避難所を増設いたしますが、必ずしも避難所への水平避難を推奨するだけではなく、区内河川で家が流される洪水が発生するというのはまず考えにくいところではございますので、浸水状況を考慮して建物の上の階に避難する垂直避難も検討するように、丁寧に案内をして参りたいと思います。

続いて最後に、資料1の(4)のところでございます。情報収集と連絡体制の強化についての修正でございます。こちらをご覧ください。

まず、丸の一つ目でございますけれども、避難勧告のガイドラインの改正に伴いまして、避難情報の名称を「避難準備情報、避難勧告、避難指示」から「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」

	<p>に変更するものでございます。</p> <p>また、丸の三つ目でございますけれども、要配慮者の避難の実効性を高める対策といたしまして、要配慮者利用施設への情報が確実に伝達されるように、防災行政無線、また防災情報のメールなどを活用しまして、迅速かつ確実に管理者等に情報伝達できる体制を定めることについて追加するものでございます。</p> <p>また、丸の四つ目でございますけれども、防災気象情報の改善でございますが、こちらは警報・注意報の発表基準がございまして、こちらが降雨量の基準から指数の基準に変更になったところから、指数による基準値とする形で変更するものでございます。</p> <p>主な修正の項目については以上でございます。</p> <p>今後のスケジュールでございますけれども、スケジュールについては、参考資料1の左側、全体スケジュールをご覧いただければと思います。</p> <p>今回の会議でご了承いただきました後、防災会議委員の皆様、2月の下旬に改めて意見照会をさせていただきたいと考えております。その際には、修正案・新旧対照表、また意見の回答票などをCDに収めまして送付いたしますので、ご確認をいただくようお願いいたします。</p> <p>また、並行しまして、東京都の総合防災部、また、防災関係機関等に意見照会をかけさせていただきまして、最終案を作成させていただきたいと考えております。最終案につきましては、3月に改めて、防災会議を開催させていただき予定でございます。予定では3月27日でございますが、本修正について承認をそのときにいただく予定でございますので、ぜひ、皆様ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>危機管理室長</p>	<p>はい。ただいまご報告、ご説明をさせていただきました。資料があちこちへ飛んでしましまして、恐縮でございます。</p> <p>本件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、発言をお願いしたいと思います。恐縮ですが、発言の際には所属とお名前をおっしゃってから発言をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、本件についてご審議をお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
<p>危機管理室長</p> <p>重川委員</p>	<p>それでは、挙手がないようでございますけれども、学識経験のお二方でご意見等をお聞かせいただければと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>資料3の地域防災計画の本編のほうではどういう書きぶりなのか、ちょっと今、照合がまだできていないんですけれども、資料2の中に「実施を検討する」という表現が何か所かあるんですが、「実施することを検討する」。これは、実施はするけれどもその方法を検討するという意味なのか、それとも実施するか実施しないかを検討するという意味なのか、そこを教えていただきたいのが1点です。</p> <p>それから、そういう記述の箇所が何か所かありまして、私自身はぜひ実施すべきことと考えているので、質問をさせていただきました。</p> <p>二つ目のコメントも続けたほうがいいでしょうか。</p>
<p>危機管理室長</p> <p>重川委員</p>	<p>はい。お願いいたします。</p> <p>先ほど事務局のほうから、垂直避難も丁寧に説明していくというご提案があって、非常に重要なことだと思います。国もそれから都道府県レベルでも、昨今のゲリラ豪雨あるいは土砂災害、内水、外水含めて、わざわざ</p>

指定避難場所に避難をスタートして途中でやられてしまうというケースが多々見られるということもあり、それともう一つは、区のほうで指定している避難場所というのは、当然、区有の施設が中心になりますけれども、浸水予想区域以外にも、例えばもっと広い範囲で区長が避難勧告指示を出された場合、当然その指定避難所だけで本当に100%、区民がその指示に従って避難すると入り切れないのは明らかですよね。そういうことも踏まえますと、やっぱり公的な避難所と同時に、避難というのは難を避けなければいけないわけですから、自宅が安全なら在宅避難もありですし、それから、今おっしゃった2階へ、特に高齢者の場合2階へ避難でも大変なご家庭も多々ありますけれども、垂直避難でもいいですし、平屋建てだったら近くのアパート、マンションの何階か、最寄りの高い階に避難するとか、やっぱり公的避難場所と同レベルで垂直避難、あるいは近隣の公的避難場所に行かない避難選択というのを同じ選択肢として、区民の方たちに事前にしっかり検証、考えておいていただくということが非常に重要というふうに思っています。

それから三つ目、もう一つこれもコメントになりますけれども、ハザードマップ、対象の世帯にお配りになるということで、非常にいいことだと思います。それと同時に、これは静岡県国交省の沼津河川国道事務所さんがおやりになっていることですが、学校の子どもたちにハザードマップを配ります、小学校も中学校も。そこで、簡単な防災の授業を展開するのですが、子どもたちに配ると、子どもは100%、家に持って帰って、親に見せるのですね。追跡アンケートの結果、多くの子どもがやっているということがわかりました。

住民というのは勝手なもので、ただで区役所が配ってくださっても、なかなかしっかり見て考えてというところまでやっていただけないケースもあって、必ず皆さんに見ていただける、活かしていただける、そういったようなことを方法として、教育委員会さんなんかと、あるいは地域の町会とか自主防災会とかと連携しながら子どもを通して周知、浸透していくということはすごく効果があるのではないかなというふうに思いました。

以上です。

ご意見ありがとうございました。三つ、ご意見いただきました。

一つ目でございますけれども、まず検討するというような内容があるというところでございますが、やはりやるかやらないかを検討するということよりは、やることを前提にどういうふうやっていくかということを検討していくということを念頭に置いております。なので、やり方について、よく考えながら対応していきたいと考えているところでございますので、そういう意味での検討ということでございます。

それから、避難の場所でございますけれども、22カ所を避難所として今回指定させていただくわけですが、もちろん、先生がおっしゃるような垂直避難もあわせて丁寧に説明させていただくこともそうですし、また、この避難所だけが避難する場所ということではなく、やはりその状況に応じて、そこ以外のところについても開設するというようなことは、今の体制でも考えておりますので、やはりそこは区民の方にも、もしその22カ所以外のところを開くような状況であれば、広報等をきちんとしまして、そこも開いていますということをお知らせしながら、区民の安心・安全を守っていききたいと考えているところでございます。

防災課長

危機管理室長

ハザードマップにつきましては、配って終わりということではなく、危険な箇所等がきちんと区民の皆様には伝わるような形でお配りする必要があるというふうに考えております。先ほど町会等、また、子どもさんを通してというようなお話もありました。町会にも丁寧に説明しながら、ハザードマップについてはお配りをしていこうと考えているところでございます。

ちょっと私のほうから、別の視点からも補足させていただくと、杉並区に示されていますいわゆる洪水のハザードマップですけれども、詳細を眺めていくと、区内で最も浸水の域、水位がどこまで上がるかというところがあるんですけれども、いわゆる5メートルから10メートル程度というところは、都立公園内、人家のないところが1カ所ほどあります。3メートルから5メートルというところも同様に1カ所ございますが、こちらのほうも公園内で人家等はない中で、多くは2メートル未満というふうな浸水、あるいはここで示したような領域になってございますので、必ずしも水平的な避難だけではなくて、2階、3階が、施設があれば、そちらのほうに避難することで、十分に、想定される被害には対応できると考えているところで、垂直避難ということも一つの選択肢としてご提案を申し上げているところでございます。

また、自主避難先をそれぞれ定めることも一つの手ということで、ご提案というかご案内いただいたと受けとめさせていただいております。確実に避難ができる方法をそれぞれの施設の皆さんと一緒に考えて参りたいと思っております。

また、お子さんを通じて確実に伝わる方法、一つの示唆を示していただけたかなと思っておりますので、検討させていただいて、確実に伝わるような形で広めて参りたいと思っております。ありがとうございます。

ほかにご意見はございますでしょうか。

それでは、長谷川先生、お願いします。

長谷川委員

今のご説明、ありがとうございます。今回の目玉という、やはり災害時要配慮者施設に関するところで避難確保計画を新設ということもあって、そこが一つ大事なところかなと思ってお聞きしていたのですが、ただ、実際、ほかの自治体とか、あと施設を、私の分野でいうと福祉施設、特に小規模な福祉施設をやっているようなところにお聞きしますと、なかなかその計画を立てるのも難しいということで、この避難確保だけではなくて、結局BCPといいますか、それも含め、通常の事業もとまらせず、利用者さんについては避難をさせるかという判断もあると思うのですが、そういった全体をコントロールできるぐらいの余力があるところはなかなか少ないのかなという印象を持っています。

一つはその義務化ということなのですが、これはどのぐらいの猶予というか、努力義務ではなく義務ということだと、いつまでに必ず立てなさいということになるかと思うのですが、それはいつごろまでということを考えていらっしゃるのか。また実際には、今お話ししましたように、策定がなかなか難しいということもあるので、区として何かそこら辺を応援するようなことをお考えなのかということと。

それと、計画を立てるのはいいのですが、特に小規模の老人ホームなどでも、入所じゃなくてデイサービスだけでも夜も預けられるみたいな、いろいろなサービス形態が出てきていて、心配しているのは計画を

<p>防災課長</p>	<p>立てなさいということで、ひな形もいろいろ出ているようなので、立てることは立てるのだけれども、いざというときにそのとおりにできるのかというところが確保されているのかどうか。計画を立てましたと言ったから安全にみんな避難できるよということにはなかなかならないのではないかなと思うので、そういうところを例えば保健福祉の分野とか教育の分野とこの計画策定の内容を確保するために連携をとってほしいなと思うのですけれども、その連携などについてはどのように今のところご準備されているのか教えていただけたらと思います。</p> <p>ありがとうございました。まず、いつまでという期間については、こちらでは年度単位で確認をさせていただくことを考えております。ただ、必ずいつまでに作成しなければ罰則があるとかそういうことではございませんので、やはりその状況を見ながら、こちらからもその状況を確認して、作成を促していくことは考えていかななくてはいけないかなと思っております。また、連携の関係でございますけれども、こちらについては教育関係や保健福祉の関係も連絡をとり合って、どういう形で要配慮者施設の支援をしていくのが有効なのかというようなところを協議しているところでございますので、その辺をきちんと協議した上で、きちんとその計画が立てられ、また避難ができるような形で進めていきたいと考えております。</p>
<p>危機管理室長</p>	<p>ここで、皆様からご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ご質問のある方は、恐れ入りますが、挙手の上、マイクでご発言をいただきたいと存じます。いかがでございましょうか。</p> <p>ほかに、ご質問等いかがでございましょうか。</p>
<p>重川委員</p>	<p>重川先生、お願いします。</p> <p>今の長谷川先生のご意見、非常に重要だと思ってお聞きしていました。</p> <p>資料2の1ページ目の下に、これは洪水浸水なのですけれども、合わせて304施設がある。特に、今、長谷川先生がおっしゃったのは、高齢者施設94、それから障害者施設47、こちら辺が一番体力の高いところもあれば、なかなか体力の弱いところもある。しかも何かあったときに、一番、本当に要配慮の人たちがたくさんいるということで合わせると140施設。それでも140もあるというわけですよ。ですから、今おっしゃられた福祉の分野もそうですけれども、例えば、地元で防火指導とかしっかりさせている消防署のご指導をいただきながらなど、やっぱりいろんな手を使わないと本当に計画倒れで、特に、実際やられてしまう施設というのは、本当に弱い、力の弱い施設で犠牲になられる方がたくさん発生するという痛ましい現実がありますので、そこはぜひ、総力を挙げて、施設任せにしないでということ、先生おっしゃるとおり非常に重要だと思いました。</p> <p>以上です。</p>
<p>危機管理室長</p>	<p>大変ありがとうございます。まずもってこの数字、施設数を確認することも、庁内の各担当部署の情報と共有させていただいて、施設数を把握してきたところでございます。また、各施設に合った消防計画等もつくられていると思います。計画策定に当たってはそういったものを流用できないかということもございます。また、ご相談あるいはマニュアル等も示しな</p>

	<p>がら、実効性のある計画、それから過大な負担にならない形で計画を立てていただいて、訓練に結びつけていくことが大事かと思っておりますので、今いただいたご意見、十分受けとめさせていただいて、対応して参りたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>ほかにはいかがでございましょうか。</p> <p>(なし)</p>
危機管理室長	<p>それでは、杉並区地域防災計画の風水害編の修正方針につきましては、原案のとおり決定することとして、よろしゅうございましょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
危機管理室長	<p>ありがとうございます。では、原案了承ということで、進めさせていただきます。</p> <p>それでは、次に、議事の2番目にあります、議題の2につきまして担当課長からご説明させていただきます。</p>
都市整備部 管理課長	<p>都市整備部管理課長の正田でございます。私からは(仮称)杉並区被災市街地復興整備条例の制定について、資料4、5、6それから参考資料1を使って説明させていただきます。資料の不足等があればお申し出ください。座って説明させていただきます。</p> <p>初めにこの条例の制定に関する経緯でございますけれども、阪神淡路大震災以降、総合的な復興対策や復興の事前の取り組みの重要性が認識されるようになっております。国においては、平成24年に災害対策基本法の改正、それから25年に大規模災害からの復興に関する法律の制定等を行っております。また、東京都においても震災復興マニュアルの改訂等をおこなっております。こうした動きを受けまして杉並区においても、平成30年の1月に杉並区震災復興マニュアルの改訂を行いました。その際に、復興整備組織を含めた体制を整備するとともに、あらかじめ復興に係る手続等を定めるということで、こちらの会議でもご了承いただいているところでございます。このことに伴いまして、被災後の市街地の復興に必要な事項について、杉並区の条例として定めるために、今回、制定についてお諮りするところでございます。</p> <p>この条例につきましては、市街地復興は東京都及び他の区市とも歩調をあわせて進める必要があるということで、東京都の震災復興マニュアルに定めている標準条例をもとに作成をしております。この条例の骨子案について、昨年、区民等の意見提出手続を実施いたしました。これを踏まえまして、(仮称)杉並区被災市街地復興整備条例の制定に取り組むものでございます。区民等の意見提出手続におきましては、防災会議の委員の皆様にもご協力をいただきました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>それでは、配付資料の4をご覧ください。区民等の意見提出手続につきましては、平成30年12月1日から31年1月4日まで実施をいたしました。この間防災会議の委員の皆様も含めてご意見を賜りました。</p> <p>意見の提出の実績としましては、ファクスとメールによる意見が各1件、それからホームページへの書き込みが2件、合計4件で、項目としましては5項目でございました。</p> <p>実績については資料6をご覧ください。こちらに「区民等の意見の概要と区の考え方」ということでまとめさせていただいております。意見の初めのところですが、一つ目は、被災後の混乱を想定して、ハザードマ</p>

ップをもとに、災害後のまちはこうなるから、こういうふうには復興したほうがいいという話を今からしておいたらどうかというご意見。それから二つ目は、復興計画の策定期間のお尋ねと、計画には被災地域の住民や事業者の意見を取り入れるのが重要で、被災前からある程度計画案を事前に立ててはどうかというご意見。それから三つ目には、壊滅的被害にあった場合を想定して、災害復興計画、災害に強いまちづくり、住みよい環境のまちづくりを行政と住民との協働で進めるためにまちづくり委員会を今後活性化させたらどうか。こういったご意見をいただいております。

これに対しまして、区といたしましては、大規模な災害に被災した直後というのは確かに緊急避難や応急復旧対策が先行しますので、いろいろな混乱が想定されると考えております。そのために、平時から被害状況を想定してあらかじめ、区民や事業者の皆様の見解を伺いながら、都市の復興基本方針や、復興の基本計画を策定するということが非常に重要なことと考えております。市街地の復興の取り組みにつきましては、平成30年1月の改定した杉並区の震災復興マニュアルに規定をしております。

まず都市の復興基本方針の策定については、被災後2週間以内、復興対策の地区の指定はおよそ1カ月以内、それから都市復興基本計画(骨子案)都市復興基本計画(骨子案)になりますけれども、こちらは被害状況に応じて被災後2カ月を目途に策定するというように定めております。

また、その具体的な復興計画の策定に当たりましては、実際の被災の状況ですとか地域の特性等を踏まえる必要がありますので、そういったものを踏まえて区と区民、及び事業者が連携・協働して取り組むということが必要になります。そのために地域の自治会ですとか町会、マンションの管理組合の団体等、まちづくり協議会等の、今ある組織を母体として、(仮称)地域復興協議会といった、こういった組織をあらかじめ準備して、シミュレーションの結果をもとにいろんな議論を進めることは大事なことです。その上で合意形成を図っていくということが有効と考えております。今後、この被災市街地、復興条例を制定した後にこういった都市復興基本方針ですとか基本計画の事前の準備ということにも取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

次に四つ目のご意見でございますけれども、こちら、条例の並びについて区民及び事業者の責務については4条ではなく8条以降のほうが妥当ではないかというご意見をいただいているのですが、先ほど申し上げましたように、この条例、都の標準条例をベースにつくっております。構成といたしましては、1条に条例の目的があつて、その次に復興の理念、それから復興に当たって、区と区民及び事業者が協力して取り組むとなっております。それを受けまして、3番目に区の責務、4番目に区民及び事業者の責務という構成になっておりますので、こうしたことでこういう構成をしているということでご理解いただければと思います。

それから、最後、5番目でございますけれども、こちらは情報収集、災害時の情報収集のツールとして、ドローンを飛ばして上空から全体の状況を把握したらどうかということでご意見をいただいております。

これについては、区で、現在、スマートフォンアプリの「すぎナビ」というものがございますけれども、こちらに写真の投稿機能がございまして、いろんな災害があったときに、そういったデータを区に送ることはできます。こういったことも今後活用していくということにより周知を図る

<p>危機管理室長</p>	<p>ということもございますし、ドローンの活用についてはいろんな取り組みが今進んでおりますので、そういった実施状況等を踏まえながら、今後参考に考えていきたいというふうに考えております。</p> <p>次に、スケジュールでございますけれども、資料の4にお戻りください。</p> <p>今回、この区民等の意見の提出手続を受けまして、特に条例の中身として大きく修正するところはございません。スケジュールにつきましては、参考資料1の表の右側に書いてありますけれども、今後、区議会第1回定例会にこの条例案を上程いたします。審議を経て、可決いただいた暁には、4月から施行ということですが、その前に3月末の防災会議で結果報告させていただくということ考えております。</p> <p>私からは以上になります。</p> <p>ただいま杉並区被災市街地復興整備条例の制定についてご説明をさせていただきました。</p> <p>本件につきましてご質問あれば、挙手をお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>危機管理室長</p>	<p>(なし)</p> <p>ご質問等がなければ、本件につきましては原案どおり決定ということにさせていただきます、よろしいでしょうか。</p>
<p>危機管理室長</p>	<p>(了承)</p> <p>ありがとうございます。それでは、原案了承という形で進めさせていただきたいというふうに思います。</p>
<p>会長</p>	<p>お諮りしている2件につきまして、会長から議事についてコメントをお願いしたいというふうに思います。</p> <p>説明ありがとうございます。区民の皆さんからいろいろご意見があつて、今、正田さんが説明してくれましたけど、ドローンの訓練って、この間、震災訓練でやりましたよね。だから、この条例と復興計画がどういふふうに関連するのかということはどうも考えがあるはずですから、説明したほうがよいのでは。</p>
<p>都市整備部 管理課長</p>	<p>ドローンにつきましては、今年の総合震災訓練のときに、ピースウィンズ・ジャパンというNPOと協力して、桃井原っぱ公園で情報収集の飛行訓練をやっております。過去に、平成28年度にちょうどそのドローンがいろいろ出てきたときに、区としても内部で検討したことがあるのですが、そのときにはまだ、そのドローンの機器そのものの機能ですとか安定した飛行とかというのが、まだ出てきたばかりでいろいろ不確定要素があるということで、その後の民間の事業者さんの進展だとか機器の機能の向上だとかそういったことをしばらく見ていこうというようなことで一旦検討しており、とどめているというようなところで。</p> <p>ただ、先ほどの、実際に震災に遭ったときの被害状況の把握についてはやはり有効じゃないかという議論はそのときもありまして、最近またいろんな民間の事業者さんでも、そういった試みをやりたいというようなお声もいただいております。区のほうで情報の収集のツールというか、すぎナビのほうのマップで載せているツールがあるのですが、そういったデータを公表していくと民間の事業者さんからそういうデータを使って実証実験をしたいといったようなお声ですとか、いろんなところで実験が始まっておりますので、そういった状況を踏まえて、区としても何か活用できる部分が出てくれば、それはぜひ取り組んでいきたいと考えておりま</p>

<p>会長</p>	<p>す。よろしいでしょうか。</p> <p>ご質問があれば。</p> <p>杉並区もいろんな地域がございまして、災害が発生したときに全区の被災状況をできるだけ正確に早く把握するということが大事なことだというふうに思っています。そのためには、今日お集まりいただきました関係機関の皆様が得た情報を、お互いに早く共有するというコミュニケーションの問題とともに、区としては、今お話しさせていただきましたけれど、ドローンというような新しい機器を積極的に考えていくとか、区民の情報収集力を、スマートフォンを通じて生かすとか、それから、非常にシンプルではありますけれども、職員が現場に速やかに行って確認をする。そのための方法として、自転車とかもあります、バイクを導入して、3.11以降ですね、バイク隊をつくって、そこにカメラを搭載し、また、スマホということもあると思いますけれども、速やかに現地を把握する、と。そういうような取り組みをしております。それをご説明させていただいた上で、先ほど申し上げたように、やはり情報の共有ということが非常に大事だと思いますので、いざというときにはそういったご協力をぜひお願いを申し上げたいというふうに思います。</p> <p>そのためには、こう、年に1回程度開かれるというこういう会議だけでやっても、なかなかコミュニケーションというのは図れないもので、日常、職員に対しても頻繁にいろんな機会に関係性を持っていただくということをお互いに心がけていただいて進められればというふうに思っていますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>私、こうやって見ていると、今、新年会なので、もう何回も今年お会いしている方もいらっしゃるのをございますけれども、私とはわかるけど、こういうふうにはわかるかどうかというのはいろいろあるかと思っておりますので、そういう意味ではいろんな、重層的な、この、顔の見える関係づくりというのが大事なのかなというふうに思っていますので、よろしく願いしたいと思います。</p> <p>今日は忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。また、この後、意見照会もさせていただくということで、引き続きをお願い申し上げます。区といたしましても、スピード感を持って、災害対策、復興対策に万全を期して取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
<p>危機管理室長</p>	<p>会長、ありがとうございます。</p> <p>では、最後になりますが、そのほかで報告事項を事務局から行わせていただきます。</p>
<p>防災課長</p>	<p>それでは、防災課長、佐藤からご説明させていただきます。</p> <p>報告事項については、参考資料2というのをご覧いただければと思います。こちらに沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>まず一つ目でございますけれども、「杉並区業務継続計画（震災編）」等の改定についてです。現在、平成30年度改定に向けまして、杉並区業務継続計画（震災編）の改定作業を今行っているところでございます。改定に当たって、区内部に必要な検討会を立ち上げまして、その検討結果をもとに改定作業を進めている状況でございます。</p>

	<p>この検討の経緯を補足しますと、業務継続計画については、平成22年度に初版を策定しまして、その後、東日本大震災の検証を踏まえまして、平成26年に追補版を策定したところでございます。その後、組織改正や、また業務の委託化などに伴いまして、現状の計画では十分に役割を果たすことができない。また、来年度策定を予定しております杉並区災害受援計画の人的支援編というものがございしますが、この策定につなげるために改定することとしたところでございます。先ほど申し上げた検討会につきましては、来年度以降も継続して検討していくという状況でございます。まず、今こういうものを進めているというところで、ご了承いただければと思います。</p> <p>もう一つ、杉並区震災復興本部規則の制定というところでございますが、現在、杉並区震災復興本部規則について、31年4月の施行に向けて、制定の作業を進めているところでございます。</p> <p>この制定のきっかけでございますけれども、杉並区の震災復興マニュアルの改訂に伴いまして、課題となっていました関連する法令整備の一環として進めることとしたためです。</p> <p>この震災復興本部については、杉並区防災条例の中で立ち上げの根拠となります復興の条文がございします。ただ、より災害時に実効性がある運用が図れるようにするために、詳細を定めたこの杉並区震災復興本部規則を制定するものでございます。この規則には本部を含む各部の分掌事務などに関することが規定されておまして、役割分担等、明確にされることになる予定でございます。</p> <p>今後も作業を進めさせていただきまして、第2回の防災会議で、また詳細に報告をさせていただき予定でございますので、よろしく願いいたします。</p>
危機管理室長	<p>以上です。</p>
危機管理室長	<p>ただいまの報告につきまして、ご質問等があればお願いいたします。 (なし)</p> <p>では、報告事項でございますので、ご質問がなければ議事は全て終了という形にさせていただきたいと存じます。</p> <p>議事は以上でございますが、皆様よろしければ、折角の機会でございますので、区に対するご意見や、その場でご紹介いただける団体様の防災活動等、報告がございましたら、この場でご報告をいただければと存じます。いかがでございましょうか。</p>
尾形委員	<p>医師会様。</p> <p>杉並医師会なのですけれども、いつも災害医療訓練を一緒に行っているのですけれども、基本的に災害のときに一番大切なのは、やっぱりこの情報の共有化ということで、それで一つだけの方法とかそういうことだとなかなか通じないということを考えて、それからあとは、災害のときにやはりSNSみたいなものを使うということは一番通じやすいという形になっているので、医師会としてはメーリングリストのほかにも、LINEとかで各組の中で連絡がとれるような体制をつくっているのですね。それで、それもそのときだけ使うとかそういうことにせず、一般的に普通に使っているとか、そういうことの中で使っているというものを構築しているほうがうまくいくのではないかというふうに考えております。</p> <p>先ほど、すぎナビとかそういう形で、防災の情報とかそういうものが要</p>

<p>防災課長</p>	<p>るような状況があるという話をされていたのですけれども、それについては普段から使用されているものなのですか。普段から頻繁に使っていただければ、恐らく災害のときにも相当集まってくるのではないかなというふうに考えていたので、ぜひそういうものが日常的に使われるような体制ができ上がっているといいのではないかなというふうに考えていましたので、よろしく願いいたします。</p>
<p>危機管理室長 村越委員</p>	<p>すぎナビについては、日常からも使えるような状況でございます。ただ、災害時になると、災害時のモードに変わって、やり方が変わったりしますけれども、通常、日常的にもすぎナビについてはオープンにさせていただいてまして、それで内容を見ていただくとかということもできるようになっております。</p> <p>団長、お願いいたします。</p> <p>消防団のほうから少し聞きたいことがあるのですけれども。</p>
<p>長谷川委員</p>	<p>先ほど長谷川先生のほうから、老人、あるいはそういった施設から要するに避難場所へ連れていくというようなことを言われていたのですけれども、それに対する、消防団としては、老人介護とかそういうのは、傷病者とかそのようなことはやっていることはあるのですけれども、介護についてはほとんどやっていないというような状況がありまして。で、移動するのに、教育を受けたほうがよろしいのではないかなと、ふと思ったのですが、その辺はいかがかなということでお聞きしたかったのですが。</p> <p>なかなかこれが正解ということはないかなと思うのですけれども、今回の風水害については、実はその施設に行っている間に急に大雨ということは多分なくて、施設に行くか行かないかという判断はその前にできることが多いと思うのですけれども、ただ、保育所とか、どうしてもやはり預けないと、という方々がいらっしゃって、まずは、だから本当にその施設に今日行かなくちゃいけないのかという判断を一人ひとりができるようにするというのが大事なのかなと思うのと、そういう中でもやはり預けないとだめだという方に対して、どのように地域全体で支えていくのかというふうに考えていく必要があるのかなと思うのですけれども、実際なかなか難しいと思います。</p> <p>正解になるかわからないのですけれども、最近、特別支援学校などで、やはり要配慮者とか要避難計画、というふうに呼んでしまうと、その人たちが何もできない人という印象を持ってしまって、みんな運ばなくちゃみたいになっちゃうのですけれども、そうじゃなくて、そういう人たちも自分の身を守るということができなくはない。特に、子どもなんかの場合ですと、先ほど先生からもお話があったように、すぐ素直に受けとめてくれたりするので、特別支援学校のお子さんとかも、訓練すると、やっぱり1年ぐらいたつと、地震の警報が鳴っただけで、自分で先生が言わなくても机の下に潜れるようになるかということ、何か、まず自分で動ける人、自分の身を守れる人は、きちんとそれができるようにということもやっていく必要があるのではないかなというふうに言われるようになってきているので、そういうふうに行かないで済む人と、自分で身は守れるけれどもその後大変な人と、それでも本当に人の手がないと移動ができない人をどうするかというふうに考えていく必要があると思います。ただ、実際は本当に、老老介護とか、難しいことが多いかと思うのですけれども、やはり地震と違って、風水害については事前に準備できることが多いと</p>

	<p>思いますので、準備していけたらと思います。</p> <p>ちょっと蛇足かもしれないのですが、多分文京区のほうだと、25年ぐらい前に膝の上ぐらいまで来る、神田川が氾濫して、膝の上ぐらいまで水が来て、2日引かなかったということがありました。ただ、それを文京区の人に話しても全然知らないし、わからないのです。ただ、神田川が氾濫して水が出るというイメージはあるのですけれども、実際に経験した人でないとそれがわからなくて。やはり東日本大震災でも語り継ぐことが大事だということが言われているのですけれども、意外と、区民の方でも、こんなところまで水が来たよ、とかということを知らない方がもう多くなっているのではないかなと思うので、そこら辺は、話さなくても、神田川は大変だったよね、みたいな、話さなくてもわかるのではないかなとも思ったりしていたのですけれど、やはり語り継ぐことが必要なこと。工事をきちんとしていただいて、文京区もそんなに水は出なくなっているのですけれども、やはり想定を超えた雨が降ったようなときには同じようなことが起こるかもしれないということを考えると、以前はこういうところまで水が来ていたよ、とかということを知っている方がやはり語り継ぐということも大事なんじゃないかなというふうに思いました。</p> <p>すみません。ちょっと自分の経験も踏まえて、感想になってしまいました。</p>
<p>会長</p>	<p>先生が言われているのはよくわかるのですよ。この間、成人式があって、成人の人って、阪神・淡路大震災を知りません。</p> <p>で、神田川の話なのですが、私が就任してからものすごい雨が降って、大雨が降りますと、環七の調節池をあけて、善福寺川、神田川、水を取り込んでいくわけです。あれによって、下流は水害が起こらなくなったのです。中野区、新宿区、文京区もそうでしょう。ところが、調節池が満杯になると、水を全部排水するのに丸2日要するという事ですが、三建さん、その認識で、よろしいですか。</p>
<p>大八木委員 会長</p>	<p>はい、排水に48時間くらいかかります。</p> <p>当時は、そのことを、中野も新宿も文京区も、現場も含めてほとんど認識されていなかったようで。幸い今まで2日続けて大雨降るという状況はたまたま無かったようですが、ある年に、大雨が降って環七が満杯になって、翌日台風が来るという時がありました。万が一、もう環七では取り込めない状況になった時は、もちろん杉並区も被害が甚大ですが、今まで被害がなかった中野、新宿という下流の自治体は、環七調節池があるから大丈夫と考えていることから、さらに大変な被害が出るだろうと考え、三建さんに連絡したことがあります。この件について、認識していますか。</p>
<p>大八木委員 会長 大八木委員 会長</p>	<p>いつの状況であったか、今は、確認出来ません。</p> <p>杉並区から連絡しましたので、確認ください。</p> <p>はい。</p> <p>こういった緊急性のある情報は、現場の判断で、いち早く伝える必要があると考えます。自治体の現場では、夜遅い時間帯になる前に、避難所を開設するなどの判断や準備が必要になることから、緊急事態の場合、杓子定規に手続きを踏んでいると、緊急対応できない、手遅れになることから、やはり現場は一步二歩踏み込んで対応するという心構えが必要だと考えます。</p> <p>台風とかは予想は出来ますけど、ゲリラ豪雨の場合は、大雨警報が鳴っ</p>

<p>防災課長 会長</p>	<p>て職員が参集するという仕組みに杉並区はなっていますが、警報が鳴った時点においては、既にもう、被害が出ている状況もあります。10分間で二十何ミリ降ると、善福寺川というのは大体二、三カ所決まったところがいつも溢れることから、もうそういう体制じゃ遅いということもあり、ゲリラ豪雨の雲がどう動くかということを見ながら、たとえまだ降り出していなくても、もうこれは降ったら大変だという判断をしたら、防災課長の判断で職員の参集出来る仕組みにしました。</p> <p>はい。そのような仕組みに変更しております。</p> <p>このように、杉並区では防災課長に権限を委任し、緊急対応が遅れることがないように変更しました。</p> <p>都市型災害の場合は特に、一步、後手に回らないように先手を打って体制をとっていくという、そういう意識が必要なんじゃないかなというふうに改めて思った次第でございます。</p>
<p>危機管理室長</p>	<p>大変ありがとうございました。ただいま各委員の皆様からは、被害の状況とか、これまでの経験を語り継いでいく、伝えていくことの大切さであるとか、あるいは日ごろから情報共有を図っていくことの大切さということをご発表といえますかお話しただけなのかなと思っております。</p> <p>大変ありがとうございます。</p> <p>時間もちよっと経過して参りましたので、議事のほうを進めさせていただきたいというふうに思いますけれども、今日、席上のほうに区のほうから地震被害シミュレーションの資料のほうをお配りさせていただいております。今日は説明のほうは省略をさせていただきますが、区といたしましては、本日は風水害編ということでございますけれども、地震被害シミュレーションを立てて、災害がいざ起きたときにこういった被害状況になるということ、区独自のデータに基づきましてシミュレーションをした結果でございますので、本日、資料としてお配りさせていただきました。また個別にご説明させていただきながら共有していただければというふうに思っています。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、お時間も恐縮なのですけれども、重川様、長谷川様、お一言ずつお言葉あれば頂戴したいかなと思うのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>そのほか皆様から、この際ですからということがあればお伺ひしたいと思います。</p>
<p>大八木委員</p>	<p>今、区長に振っていただいたので、環七の地下調節池について少しお話ししたいと思います。</p> <p>今おっしゃられたように下流の安全を担っている施設で、昨年度も五、六千人の方々が見学に来ておられます。特に制限は設けておりませんので、皆様方も数人から、時間等あれば申し込んでいただければ見学できますので、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>今年度も新宿区や中野区の職員の方々や警察・消防の方々と、いろんなところから視察においでになっています。そのときに先ほど区長がおっしゃられたような、どこが、昔、水害があったとか、そういったこともお話ししていますし、小学生向けには少し易しい説明も用意しております。</p> <p>それから、過去21年間、施設の運用を始めてから、42回、洪水を取水しています。平均すると年2回ですが、1回するときもあれば3回するときもあるとか、いろいろあるのですけれども、今まで満杯になったのが1回でございます。</p>

<p>危機管理室長</p>	<p>ただ、1回満杯になっておりますので、今後ということで、今、さらに容量をふやすために、北側に延伸の工事をしております。またその工事も含めて、見学のほうは対応もできますので、何かあれば、あるいはそういう、皆さんの団体で見たいということがあれば、当事務所のほうまでお申し出ください。よろしくお願いいたします。</p>
<p>危機管理室長</p>	<p>ありがとうございました。 ほかにはいかがでございましょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>(なし)</p> <p>はい。それでは、皆様ご協力いただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>会長、閉会のほうをお願いしたいというふうに存じます。</p> <p>はい。本日は誠にありがとうございました。活発な議論をいただきまして、ご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>この地域防災計画の修正につきましては、3月にも防災会議を開催して、委員皆様のご協力をいただくこととなりますが、改めてよろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>以上で、簡単でございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>危機管理室長</p>	<p>(拍手)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>最後に一つだけ、事務連絡させていただきます。</p> <p>次第のほうにございますとおり、3月末にまた当会議を開かせていただきます。どうぞ、その節はご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。長時間にわたり、ありがとうございました。</p>